

栃木県条例第三十四号**栃木県手数料条例の一部を改正する条例**

栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四百六十一の二の項中「第十一條第二項」を「第五条第三項」に改め、同表四百六十四の項の下欄の1中「一万五千円」を「一万六千円」に改め、同欄の2中「一円」を「一千円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

栃木県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

栃木県知事 福田富一

栃木県条例第三十五号**栃木県個人情報保護条例の一部を改正する条例**

（栃木県個人情報保護条例の一部改正）

第一条 栃木県個人情報保護条例（平成十二年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

6 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

7 この条例において「保有特定個人情報」とは、公文書に記録された特定個人情報をいう。

8 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第六条第一項及び第三項中「いずれか」の下に「（特定個人情報にあつては、第一号）」を加える。

第七条第一項中「各号のいずれか」の下に「（特定個人情報にあつては、第一号）」を加える。

第八条中「個人情報を」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」に改める。

第九条中「いずれか」の下に「（特定個人情報にあつては、第一号）」を加える。

第十三条第一項中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下同じ。）」を加える。

第十五条第八号中「の法定代理人」を「又は成年被後見人の法定代理人」に、「当該未成年者」を「当該本人」に改める。

第三十五条第一項第一号中「又は第七条」を「第七条」に改め、「利用されているとき」の下に「、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき」を加え、同項第二号中「又は第九条」を「若しくは第九条又は番号利用法第十九条」に改める。

第四十四条第一項中「の保有個人情報」の下に「（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第四十八条第三項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」を「番号利用法」に改める。

第一条 栃木県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第一項中「、個人情報」の下に「（特定個人情報を除く。以下この条及び第八条において同じ。）」を加え、同条第二項中「（特定個人情報にあつては、第一号）」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第七条の二 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、その保有する特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、その保有する特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために自ら利用することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第七条の三 実施機関は、番号利用法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第八条中「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第三十五条第一項第一号中「第七条」の下に「若しくは第七条の二」を加え、同項第二号中「若しくは」を「、第七条の三又は」に改め、「又は番号利用法第十九条」を削る。

第三条 栃木県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

9 この条例において「情報提供等の記録」とは、番号利用法第二十二条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第七条の二第一項中「は、特定個人情報」の下に「（情報提供等の記録を除く。以下この

項において同じ。)」を加える。

第二十二条第一項中「保有個人情報」の下に「(情報提供等の記録を除く。第三十二条第一項、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項第二号、第三十七条並びに第三十八条において同じ。)」を加える。

第二十四条中「提供先」の下に「(情報提供等の記録にあつては、総務大臣及び番号利用法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十八年一月一日から、第三条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(文書学事課)

栃木県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

栃木県知事 福 富 一

栃木県条例第三十六号

栃木県県税条例等の一部を改正する条例

(栃木県県税条例の一部改正)

第一条 栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第四十七条中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第五十六条第一項第一号イ中「百分の〇・七」を「百分の〇・九六」に改め、同号口中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号八の表中「百分の三・一」を「百分の一・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七」を「百分の〇・九六」に改め、同号口中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号八中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第六十八条第一項中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等」に改め、「課税資産の譲渡等」の下に「のうち、特定資産の譲渡等(同項第八号の一に規定する特定資産の譲渡等をいう。)以外のものをいう。」及び特定課税仕入れ(同法第五条第一項(納税義務者)に規定する特定課税仕入れをいう。)」を加え、「同項第十一号」を「同法第二条第一項第十一号」に改める。

附則第二十四条の中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分

の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・五」とあるのは「百分の〇・九」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の一・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

附則中第二十七条を削り、第二十七条の二を第二十七条とし、第二十七条の三を第二十七条の二とし、第二十七条の四を第二十七条の三とする。

(栃木県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 栃木県県税条例の一部を改正する条例（平成二十四年栃木県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「及び一部施行日」を「（特定資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに一部施行日」に、「及び施行日」を「及び特定課税仕入れ並びに施行日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中栃木県県税条例第六十八条第一項の改正規定及び第二条の規定並びに附則第四条の規定 平成二十七年十月一日

二 第一条中栃木県県税条例第四十七条の改正規定及び次条の規定 平成二十八年一月一日
(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の栃木県県税条例（以下「新条例」という。）第四十七条の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第一号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第一百一十六号）第二十二条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る個人の県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき改正法第一条の規定による改正前の地方税法第二十二条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る個人の県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第三条 新条例第五十六条第一項及び第二項並びに附則第二十四条の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人（他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第五十五条第一号イに規定する付加

価値額（当該事業年度が一年に満たない場合にあつては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この条において同じ。）で除して計算した金額。以下この条において「調整後付加価値額」という。）が二十億円以下であるものについては、新条例附則第二十四条の一の規定により読み替えられた新条例第五十六条第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新条例第五十八条の規定によって納付すべき事業税額（以下この条において「事業税額」という。）から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第五十五条第一号イに規定する付加価値額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「二十八年新法」という。）第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。第四項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十八年三月三十一日現在における第一条による改正前の栃木県県税条例（以下「旧条例」という。）第五十六条第一項第一号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ロに規定する資本金等の額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。第四項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第一項第一号ロに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ハに規定する所得を新条例第五十六条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係都道府県に分割された後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に応ずる旧条例附則第二十四条の一の規定により読み替えられた旧条例第五十六条第一項第一号ハ

の表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が二十億円を超える四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

4 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人（他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が二十億円以下であるものについては、新条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた新条例第五十六条第二項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第二項第一号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第二項第一号ロに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ハに規定する所得を二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた旧条例第五十六条第二項第一号ハに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が二十億円を超える四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該

金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

(地方消費税に関する経過措置)

第四条 新条例第六十八条第一項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に事業者(地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十二年法律第二百八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。)第四条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新消費税法」という。)第二条第一項第八号の一に規定する特定資産の譲渡等をいう。)以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。)に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行つた課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第五条 施行日前に課した、又は課すべきであつた旧条例附則第二十七条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ二級品」という。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、新条例第八十七条第一項に規定する壳渡し又は同条第一項に規定する壳渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ二級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第九十条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- 一 施行日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
- 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
- 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円

3 施行日前に旧条例第八十七条第一項に規定する壳渡し又は同条第一項に規定する壳渡し若しくは消費等(改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正前的地方税法(以下「二十八年旧法」という。)第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する壳渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ二級品を施行日に販売のため持する卸売販売業者等(新条例第八十七条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ二級品を施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ二級品を施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ二級品の本数とし、県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

4 平成二十九年四月一日前に新条例第八十七条第一項に規定する壳渡し又は同条第一項に規

定する売渡し若しくは消費等（二十八年新法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ二級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ二級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ二級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ二級品の本数とし、県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

5 平成三十年四月一日前に新条例第八十七条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ二級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ二級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ二級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ二級品の本数とし、県たばこ税の税率は、千本につき百五円とする。

6 平成三十一年四月一日前に新条例第八十七条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ二級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ二級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ二級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ二級品の本数とし、県たばこ税の税率は、千本につき一百四円とする。

（税務課）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

栃木県知事 福田富一

栃木県条例第三十七号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十二

号) の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号イを次のように改める。

イ 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第二百七号）第百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第一百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第一百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が十五又はその端数を増すことにより以上とすること。

第十二条第七項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。」を削り、同条第八項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム」に改める。

第二十二条第三項中「前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであつて、第十三条第一項第二号の生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢対策課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

栃木県知事 福田 一

栃木県条例第三十八号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(ことじち政策課)

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十九号**食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**

食品衛生法施行条例（平成十二年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一2施設における衛生管理の表第七項第二号クオ中「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第2項の表の上欄」に、「アレルギー物質」を「アレルゲン（食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項第1号に規定するアレルゲンをいう。）」に改める。

別表第一4その他の衛生管理の表第二項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(生活衛生課)

栃木県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十号**栃木県建築基準条例の一部を改正する条例**

栃木県建築基準条例（昭和五十七年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「耐火構造と」を「耐火構造又は令第百八条の二第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造と」に、「耐火構造の」を「耐火構造若しくは令第百八条の二第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の」に改める。

第十三条中第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 令第百十条第一号に掲げる技術的基準に適合する建築物であるとき。

第十九条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 令第百十条第一号に掲げる技術的基準に適合する建築物であるとき。

第二十条第一号中「耐火建築物」を「法第二十七条第一項の規定に適合する建築物又は耐火建築物」に改める。

第二十四条第一項中「建築物は」の下に「、法第二十七条第一項の規定に適合する建築物」を加える。

第二十六条中「ものは、」の下に「法第二十七条第一項の規定に適合する建築物又は」を加える。

第二十九条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「耐火構造」の下に「若しくは令第百八条の二第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」を加える。

第三十条ただし書中「建築物が」の下に「法第二十七条第一項の規定に適合する建築物又は」を加える。

第三十二条中「令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準」を「一時間準耐火基準」に改める。

第四十四条中「含む。）」の下に「、移転（令第百二十七条の十六各号に規定する範囲内におけるものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(建築課)